障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。 この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point 1

暄害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

Point 2

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、<u>令和7年4月1日から以下のように変わります。</u>(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率	
・非鉄金属第一次製錬・精製業・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	<u>5%</u>	
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む)	10%	
・港湾運送業・警備業		
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%	
・林業(狩猟業を除く)		
・金属鉱業・児童福祉事業	30%	
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)		
・石炭・亜炭鉱業		
・道路旅客運送業・小学校		
・幼稚園・幼保連携型認定こども園		
・船員等による船舶運航等の事業		



Point 3

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月以降)。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の**精神障害者、重度身体障害者**及び**重度知的障害者**について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

障害者雇用・障害者専用求人についてのご相談は管轄のハローワークまで

- ■ハローワーク高松 〒761-8566 高松市花ノ宮町2-2-3 TEL 087-806-0043 (部門コード:障害者専用求人31#,障害者雇用46#)
- ■ハローワーク坂出 〒762-0001 坂出市京町2-6-27 TEL 0877-46-5545
- ■ハローワークさぬき 〒769-2301 さぬき市長尾東889-1 TEL 0879-52-2595
- ■ハローワーク土庄 〒761-4104 小豆郡土庄町甲6195-3 TEL 0879-62-1411

- ■ハローワーク丸亀 〒763-0033 丸亀市中府町1-6-36 TEL 0877-21-8609 (部門コード:32#)
- ■ハローワーク観音寺 〒768-0067 観音寺市坂本町7-8-6 TEL 0875-25-4521
- ■ハローワーク東かがわ 〒769-2601 東かがわ市三本松591-1 TEL 0879-25-3167

雇用関係助成金についてのご相談は 助成金センターまで

■香川労働局 助成金センター 〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟12階 TEL 087-823-0505

開庁日・時間

平日8:30~17:15

(土日祝日及び年末年始を除く)

障害者関係の→ 助成金はこちら



